

議案第7号

関市国民健康保険条例の一部改正について

関市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年2月15日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

関市国民健康保険条例（昭和34年関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る関市国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。